

有機溶剤作業主任者技能講習

作業内容

屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものを含む。第21条第10号及び第22条第1項第6号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 労 働 基 準 協 会	〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16	電 話 番 号 099-226-3621 F A X 番 号 099-226-3622 U R L http://www.kakikyo.or.jp/	1-9	R11.3.30